

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会慶弔規程

平成18年7月19日

規程第37号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が贈る見舞金、または弔慰金について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本会の理事，監事，評議員及び会長が委嘱した委員が次の各号に該当したとき，見舞金及び弔慰金を贈るものとする。

- (1) 本人が疾病により1週間以上の入院・加療を要するとき
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 水，火災その他の災害により，家庭または家財を減失したとき。

(贈与金)

第3条 贈与金は，下記のとおりとする。

区 分	贈 与 金 額
規程第2条 (1) の場合	10,000円
(2) の場合	20,000円 (香料10,000円 花輪代10,000円)
(3) の場合	災害の状況により、別途協議

(その他)

第4条 この規程の運用について必要な事項は，会長が定める。

附 則

この規程は，平成18年7月19日から施行する。

附 則

この規程は，平成27年4月1日から施行する。